

北海道厚真高等学校 教職員と生徒との連絡手段に関する規程

(背 景)

- 近年、教職員と児童生徒との間における情報機器（携帯電話、スマートフォン、PC 等）を介した私的な連絡や相談等に関わり、個人情報の流出や不適切な関係に及ぶといった問題が後を絶たないため、学校単位として「教職員と生徒との適切な連絡手段の取り方」について、規程を設ける。

(目 的)

- 1 この規程は、北海道厚真高等学校の教職員と生徒との適切かつ有効な連絡手段の取り方について定め、教職員と生徒との適切な信頼関係を築き、教職員による信用失墜行為等の防止を目的とする。

(基本原則)

- 1 原則として、教職員と生徒との間において、電話やメール等の私的な利用（個人的な相談・会話等）は行わない。また、教育活動に係る諸連絡等については、基本的に保護者を通じて行う。
ただし、校務運営上、教育活動に関わる連絡等については、その利便性や有効性から、教職員と生徒間における電話やメール等の利用を一切禁止するものではない。

※メール等とは、通話アプリケーション、SNS 等を含む

(電話番号・メールアドレスの取得・提供について)

- 1 教職員は、校務運営上、教育活動に関して必要な場合に限り、生徒から個人情報を取得し、または自らの個人情報を生徒へ提供することができる。その際には、管理職の許可を必要とする。
- 2 取得・提供できる情報の種類
(1) 携帯電話番号 (2) 電子メールアドレス
- 3 取得・提供できる生徒の範囲
(1) 担任する学級の生徒 (2) 担当する部活動の生徒
(3) 課外活動で引率する生徒

※ 分掌業務等、当該生徒との連絡を必要とする場合には、学級担任を通じて行うこと。

(電話番号・メールアドレスの利用について)

1 利用できる範囲

- (1) 非常災害に係る場合 (臨時休校、緊急下校等)
- (2) 健康・衛生に係る場合 (学校・学級閉鎖、緊急下校等)
- (3) 進路指導・生徒指導等において急を要する場合
- (4) 授業の実施、部活動の実施等に係る場合

(生徒からの個人的な相談等について)

- 1 生徒個人からの相談等については、原則、学校で対面・対話 (直接面談) にて対応すること。
- 2 相談等を個別に受けた場合には、当該生徒の担任へ必ず報告すること。